

保護者の皆様



武庫川女子大学附属中学校・高等学校

中学・高校生 総合補償制度

(未来サポートの傷害総合保険)

大切なお子さまが
安心して学校生活を送ることができるように、
必要な補償を考えました！

団体割引**30%**適用 2026年4月
より保険開始



この保険だけで

学生本人の補償

- 他人に損害を与えたとき
- ケガをしたとき
- 病気になったとき

保護者・同居家族の補償

- 事故により扶養者に万一のことがあったとき
- 他人に損害を与えたとき



他人に損害を与えた場合

保険金額は**無制限**で補償

※日本国外は最高1億円まで

自転車条例対応

ご家族も補償

GIGAスクールに対応

示談交渉サービス
付き(国内のみ)

スマホ
で
簡単!



手続きは**WEB完結**で
24時間365日簡単申込!!

▶スマートフォンやタブレットからアクセス!!

▶お支払もクレジットカード決済!!

4月1日始期の保険は

**3月31日までに
お手続きを**

武庫川女子大学附属中学校 専用申込ページ



<https://www.zengaku.or.jp/insurance/mukojofuzokuchu2026>

取扱代理店

株式会社 武庫女エンタープライズ
(武庫川学院100%出資)

〒663-8558 兵庫県西宮市池開町6-46
学校法人 武庫川学院内

TEL: 0798-47-3170 FAX: 0798-47-3171

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
神戸支店 法人第一支社

〒650-8501 兵庫県神戸市中央区栄町通3-3-17
損保ジャパン神戸ビル6階

TEL: 078-333-2595 FAX: 078-333-2674

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

22,040円 ひと月あたり 約613円 で、**ケガも 病気も**

保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

他人に損害を与えた場合

個人賠償責任補償 (国内外補償)

学生または同居の家族が、日本国内・国外で万一他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金が支払われます。(弁護士費用・訴訟費用等についても保険金をお支払いします。)



自転車
条例に
対応!

保険金額は**無制限**

(日本国外は最高1億円まで)

GIGAスクールに対応

示談交渉サービス付き (国内のみ)



およそ8分に1件の割合で、自転車事故が発生しています!

加害者になってしまうと、高額な賠償金を請求されることがあります。

※一般社団法人日本損害保険協会「自転車事故への備えに関するチラシ・全国版」より

事故の例 自転車で走行中、歩行者にケガをさせ、相手に後遺障害が残ってしまった。

賠償金

▶1億5千万円▶

全額補償します

※これらは事例であり、実際の事故等によってお支払保険金の額は異なります。

事故により扶養者に**万-のことがあった**場合

育英費用補償 (国内外補償)

進学を断念しないために

指定された扶養者が急激かつ偶然な外来の事故で亡くなられたり、所定の重度後遺障害のために、学生の扶養ができなくなった場合の育英費用としてお役立ていただけます。

一括して**600万円**

(プレミアムプランの場合)

追加育英費用補償 (国内外補償)

傷害総合保険 (交通傷害危険のみ補償特約)

交通事故の場合は
育英費用が**2倍に!**

(注)

交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故により、指定された扶養者が死亡された場合は、育英費用保険金と同一の金額をお支払いします。なお、後遺障害を被った場合は、その程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額の100%~4%の額をお支払いします。育英費用として充当することもできます。

※追加育英費用補償とは、扶養者の方を被保険者とした傷害総合保険に交通傷害危険のみ補償特約をセットした死亡・後遺障害保険金をいいます。

(注)交通事故の場合は、育英費用保険金と追加育英費用補償(傷害総合保険に交通傷害危険のみ補償特約をセットした死亡・後遺障害保険金)からお支払いします。



緊急な**捜索・救援活動**が必要になった場合

救援者費用補償 (国内外補償)

急激かつ偶然な外来の事故により学生本人の緊急な捜索・救援活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合や住宅外にて被ったケガを原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、継続して14日以上入院された場合等に、現地へ駆け付ける為の交通費や宿泊料、捜索救援費用をお支払いします。



身のまわり品に損害があった場合

携行品損害補償 (国内外補償)

学生本人の身の回り品が居住する建物外において盗まれたり、偶然な事故で破損した場合に補償されます。

ケガの補償

学生本人がケガをした場合

傷害補償 (国内外補償)

学校でのケガの半数以上*が
課外活動で発生しています。

学生本人が急激かつ偶然な外来の事故でケガをした場合に保険金が支払われます。

学校の授業中・運動中の事故だけでなく、交通事故やレジャー中の事故も補償の対象となり、死亡・後遺障害・手術・入院・通院まで幅広い補償が得られます。細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も補償の対象となります。



※日本スポーツ振興センター
「学校の管理下の災害[平成30年版]」より

特定の**感染症**を発病した場合

特定感染症補償 (国内外補償)
(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約)

O-157など、特定の感染症を発病した場合の入院・通院・後遺障害が補償されます。「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2025年11月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

地震に見舞われてケガなどをした場合

天災補償 (天災危険補償特約 国内外補償)

地震・噴火またはこれらによる津波の事故でケガをした場合に、学生の入院・通院・死亡・後遺障害・手術および育英費用*が補償の対象になります。

※上記事故により扶養者が扶養不能状態になった場合

(注)追加育英費用補償(交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険)は対象になりません。

日射または熱射により身体に障害を被った場合

熱中症に関する補償
(熱中症危険補償特約 国内外補償)

学生本人が、日射または熱射により身体に障害を被った場合に入院・通院・死亡・後遺障害・手術の保険金が支払われます。

卒業までの
学生生活を

24時間補償!

団体割引
適用

病気の補償

病気になった場合

疾病補償(国内外補償)

学生本人が病気で入院、手術、または退院後の通院をされたときに補償します。

感染症による入院も補償



お子さまや扶養者さま自身のご相談をお受けします!

学校生活安心ダイヤル(SOMPO 健康・生活サポートサービス) 無料

メディカルサポートサービス

- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス

- (注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
 (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
 (注3) ご利用は日本国内からにかぎりあります。
 (注4) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になる場合があります。
 (注5) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

オプション

愛する我が子をいじめから守る画期的なサービス

もっと身近に弁護士を!
そんな声にこたえる保険

弁護のちから

SNSやいじめによる被害にも対応!



弁護士費用の例 交渉により解決(合意書面作成)

解決までに要した時間の例: 6か月

学校側の調査を経る可能性もあり。話し合いを数回行い、合意書面を作成するまで

費用目安: 30万円~40万円程度

着手金 15万円~、報酬金 15万円~

詳しくは専用申込画面に貼付の資料をご覧ください。

法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

メンタルヘルスサービス

- 専門医相談サービス(予約制)
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制)
- ※一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。

- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス
- こどものお悩みほっとライン

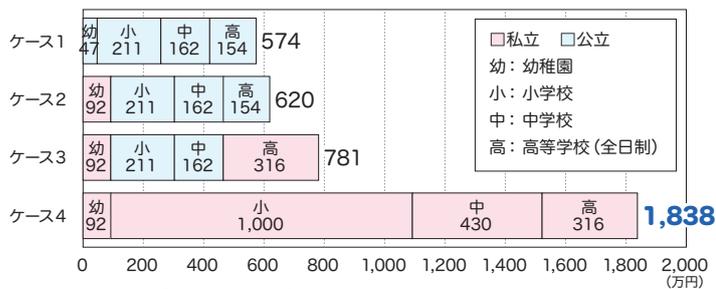
- (注6) 1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。
 (注7) 応対者の指名はできません。
 (注8) ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただきます場合があります。
 (注9) 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。

養育費用、学業に関するものだけでもこれだけかかります。

高校までの学費 **1,838万円**

奨学金制度利用 **123万人**

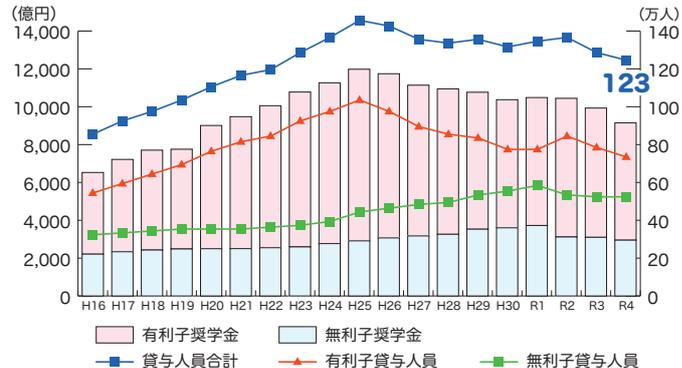
■令和3年度における幼稚園3歳から高等学校第3学年までの15年間の学習費総額



- ケース1: 全て公立に通った場合
 ケース2: 幼稚園は私立、小学校・中学校・高等学校は公立に通った場合
 ケース3: 幼稚園・高等学校は私立、小学校・中学校は公立に通った場合
 ケース4: 全て私立に通った場合

出典: 文部科学省 令和3年度子供の学習費調査の結果
https://www.mext.go.jp/content/20221220-mxt_chousa01-000026656_1a.pdf

■(独)日本学生支援機構 貸与型奨学金事業の推移(当初予算)



出典: 高等教育の教育費負担等に関する世論調査(モニター調査)業務
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm

総合補償制度なら、手厚い育英費用補償でサポート

学生や扶養者さまのライフスタイルに合わせたプラン・補償内容・保険期間をお選びください。

(職種別A級、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、天災危険補償特約、熱中症危険補償特約、特定感染症危険補償特約セット、団体割引30%)

保険金額		プレミアムプラン	安心プラン	節約プラン
補償内容		手厚く補償します！	スタンダードなプランです！	手ごろな保険料で必要な補償を提供します！
個人賠償責任保険金額		国内： 無制限 国外： 1億円 (自己負担額0円)	国内： 無制限 国外： 1億円 (自己負担額0円)	国内： 無制限 国外： 1億円 (自己負担額0円)
育英費用保険金		一括して 600万円	一括して 400万円	一括して 200万円
追加育英費用保険金 傷害総合保険(交通傷害危険のみ補償特約)死亡・後遺障害保険金		600万円	400万円	200万円
救援者費用保険金		一年につき 100万円 限度	一年につき 100万円 限度	一年につき 100万円 限度
ケガ	死亡・後遺障害保険金	150万円	100万円	80万円
	入院保険金	1日につき 3,000円	1日につき 2,200円	1日につき 1,200円
	通院保険金	1日につき 2,000円	1日につき 1,400円	1日につき 800円
	手術保険金	〈入院中に受けた手術〉入院保険金日額の 10倍 〈外来で受けた手術〉入院保険金日額の 5倍		
病気*	疾病入院保険金	1日につき 3,000円	1日につき 2,200円	1日につき 1,200円
	疾病退院後通院保険金	1日につき 2,000円	1日につき 1,400円	1日につき 800円
	疾病手術保険金	〈入院中に受けた手術〉疾病入院保険金日額の 10倍 〈外来で受けた手術〉疾病入院保険金日額の 5倍		
携行品損害保険金額		15万円 (自己負担額1事故につき3,000円)	10万円 (自己負担額1事故につき3,000円)	—
オプション 弁護士のちから (弁護士費用総合補償特約)				
弁護士費用保険金		保険期間1年間につき 通算 100万円 限度(自己負担割合 10%)		
法律相談・書類作成費用保険金		保険期間1年間につき 通算 5万円 限度(自己負担額 1,000円)		

*「ケガのみ補償」のタイプでは補償されません。

保険期間と掛金		掛金は、保険期間分の一時払です。		2026年4月より保険開始	
おすすめ ケガと病気の補償 + 弁護のちから	ケガの補償	3年間	ZCG 53,960円 (うち保険料 53,160円)	ZCH 41,110円 (うち保険料 40,310円)	ZCI 27,420円 (うち保険料 26,620円)
	病気の補償	6年間	ZFG 97,560円 (うち保険料 96,760円)	ZFH 74,470円 (うち保険料 73,670円)	ZFI 49,830円 (うち保険料 49,030円)
ケガと病気の補償	ケガの補償	3年間	SCG 48,580円 (うち保険料 47,780円)	SCH 35,730円 (うち保険料 34,930円)	SCI 22,040円 (うち保険料 21,240円)
	病気の補償	6年間	SFG 87,880円 (うち保険料 87,080円)	SFH 64,790円 (うち保険料 63,990円)	SFI 40,150円 (うち保険料 39,350円)
ケガのみ補償	ケガの補償	3年間	CG 44,610円 (うち保険料 43,810円)	CH 32,840円 (うち保険料 32,040円)	CI 20,450円 (うち保険料 19,650円)
	ケガの補償	6年間	FG 80,740円 (うち保険料 79,940円)	FH 59,580円 (うち保険料 58,780円)	FI 37,280円 (うち保険料 36,480円)

保険期間 3年間：2026年4月1日（午前0時）から2029年4月1日（午後4時）
6年間：2026年4月1日（午前0時）から2032年4月1日（午後4時）

*保険料のうち、疾病保険特約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。(2025年11月現在)
*掛金には、本保険制度の運営上必要な費用(事務手続き費用等)として保険期間1年につき800円の制度運営費を含みます。
*期中で解約する場合、制度運営費の払い戻しはありません。
*保険期間の途中で料率改定があっても保険料の追加・返れいはありません。
*入学と同時に正規の職業に就かれる方は、その職業の内容によって保険金額が変更される場合があります。

さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方 約6.5人に1人

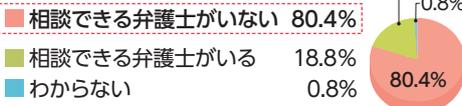
出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、**専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも…**

Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

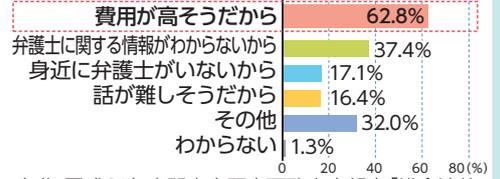
「身近に相談できる弁護士がいない」という方が多いのが現状です。



出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパンにて作成
全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数1,684人

Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。



出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

みなさまの声にお応えして、

弁護の「ちから」はあなたの「ちから」になります！



弁護士費用補償 次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者: 被保険者様ご本人=お子さま

被保険者ご本人であるお子さまが遭遇されたトラブルが対象になります。

「**弁護のちから**」が

被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。

人格権侵害^(※)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいじめもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。

✗ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

(※) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。国内補償^(※)

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■ 保険金額(保険期間1年間につき)

通算 **100万円限度**

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士等への委任にかかった費用 $\times (100\% - \text{自己負担割合 } 10\%)$

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■ 保険金額(保険期間1年間につき)

通算 **5万円限度**

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談・書類作成にかかった費用 $- \text{自己負担額(免責金額) } 1,000\text{円}$

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例 (被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかった費用(着手金 15万円、報酬金 35万円) **50万円**

弁護士費用保険金のお支払い額
 $50\text{万円} \times (100\% - 10\% (\text{自己負担割合})) = \mathbf{45\text{万円}}$

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
 $1\text{万円} - 1,000\text{円} (\text{自己負担額}) = \mathbf{9,000\text{円}}$

合計 45万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



相談できる弁護士が身近にいなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
 - (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きのことがございますのでご了承ください。
 - (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
 - (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - (注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
- 事故サポートセンター: **0120-727-110** [受付時間] 24時間365日
※ 保険金のお支払方法等重要な事項は、P. 7「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

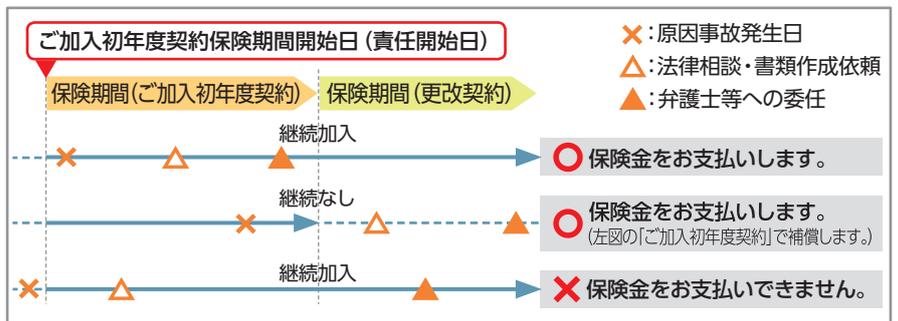
「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことのできるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午前0時に始まり、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



もしものときは、LINEで事故報告のやりとりができます。

損保ジャパンの
LINE公式アカウントのメニューから

いつでも
簡単に！

LINEの
保険金請求はこちら



事故のご連絡から
保険金請求のお手続きまで完結できます！



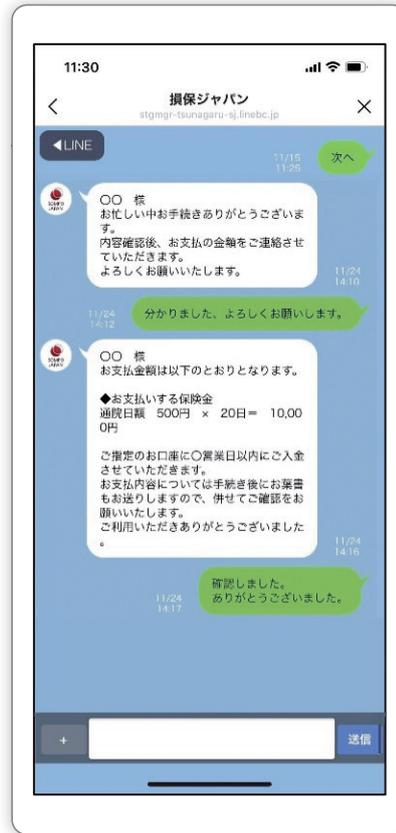
トーク画面から 事故の連絡

傷害保険のみ対応

- 24時間いつでも
連絡可能
- 専用アプリなどの
インストール不要

ココから連絡！

ご連絡の際は
「加入者番号」を必ず
ご入力ください



保険金請求も チャットで完結

チャット：全保険商品対応
保険金請求：傷害・医療保険

- チャットや画像で
履歴が残るので^(※1)
分かりやすい
- 書類の記入・郵送が
不要^(※2)
- 最短 30分
お手続き完了

(※1) チャットの内容はセキュリティの高い損保ジャパンのサーバーに保存されます。

(※2) ご請求いただく保険金の内容によって、別途書類のご提出が必要となる場合がございます。

(※3) 「LINE」はLINEヤフー(株)の登録商標です。

実際にサービスをご利用いただいた
お客さまからも好評です！



時間を気にすることなく申請ができて、助かりました。

都合のいい時に返信できるのはとてもありがたかったです。

迅速な対応でおどろきました。証明書類の画像を送るだけで
終わり、とても楽でした。

保険会社とのやりとりがトークルームで確認できるので
安心でした。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み:この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者:一般財団法人未来サポート
- 保険期間:パンフレットに記載の保険期間を参照してください。
※2026年3月末日までに受付確認が完了した方は2026年4月1日(午前0時)が保険始期となります。
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者:未来サポートの会員
 - 被保険者:未来サポートの会員の子供で学生の方(「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」)にかぎりず。疾病保険特約をセットする場合、保険期間の初日において満3歳以上の方にかぎりず。なお、追加英費用補償(交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険)部分の被保険者は、扶養者となります。
 - 扶養者:あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただきます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方(収入の最も多い方)にかぎりず。ただし、就学上の事情等を理由として被保険者が親権者と別居されている場合(下宿学生等)は、別居であっても被保険者を継続して扶養することが明らかな親権者にかぎり、扶養者としてご指定できます。
 - お支払方法:お支払い方法については、パンフレット等をご確認ください。
 - お手続き方法:WEBお申込画面に必要事項をご入力の上、お申込ください。
(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
 - 中途加入:保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、1日~14日までに受付確認が完了した方は同月15日より、15日~末日までに受付確認が完了した方は翌月1日より保険開始となります。いずれの場合も保険終了日は、パンフレットに記載の各保険期間の末日となります。
※本パンフレットでの申込期限は2026年11月30日となります。
 - 中途脱退:この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
 - 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。(保険期間が1年を超える場合を除きます。)また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。 (続く)
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\%~100\%)}$	
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(1,000日限度)}$	
	手術保険金 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 10(\text{倍}) \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍}) \end{aligned}$ (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>傷害(国内外補償)(続き)</p> <p>通院保険金</p>	<p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	<p>(続き)</p>
	<p>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】 特定感染症^(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2025年11月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。</p>	
<p>賠償責任の補償(国内外補償)</p> <p>個人賠償責任(国内外補償)(注1)</p>	<p>日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者^(※1)の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)^(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち上がったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりませぬ)。ただし、本人に関する事故にかぎりませぬ。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりませぬ)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりませぬ。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれませぬ。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ■貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ■山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っての間のその運動等のための用具 ■データやプログラム等の無体物 ■不動産^(※4)、門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物 ■漁具 ■1個もしくは1組または1対で10万円を超える物 など (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※4)畳、建具その他これらに類する物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃物物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ■被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的的事故 ■置き忘れ^(※2)または紛失 ■詐欺または横領 ■雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など</p> <p>(※1)次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車^(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3)身体障がいにより歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>物の損害の補償</p> <p>携行品損害 (国内外補償) (注1)</p>	<p>偶然な事故により携行品^(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度^(※3)とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>(※3)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに保険金額を限度とします。</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など 	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑤地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥欠陥</p> <p>⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等</p> <p>⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故</p> <p>⑩置き忘れ^(※)または紛失</p> <p>⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損</p> <p>⑫楽器の音色または音質の変化 など</p> <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
<p>育英費用 (国内外補償) (注1)(注2)</p>	<p>扶養者^(※1)が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態^(※2)となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>(※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方でWEBお申込画面入力の方をいいます。</p> <p>(※2)「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。</p> <p>①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合</p> <p>(注)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など</p>
<p>特別費用</p> <p>救護者費用 (国内外補償) (注)</p>	<p>保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用^(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救護者費用等の保険金額を限度^(※2)とします。</p> <p>①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合</p> <p>②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要ことが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>③住宅^(※3)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合</p> <p>(※1)次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。</p> <p>ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。</p> <p>イ. 交通費 救護者^(※4)の現地^(※5)までの航空機等の1往復分の運賃(救護者2名分を限度とします。)</p> <p>ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救護者のホテル等の宿泊料(救護者2名分、かつ救護者1名につき14日分を限度とします。)</p> <p>エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。</p> <p>オ. 諸雑費 救護者の渡航手続費および救護者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。)</p> <p>(※2)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、契約年度ごとに保険金額を限度とします。</p> <p>(※3)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供されるWEBお申込画面入力の入居の住宅をいい、その敷地を含みます。</p> <p>(※4)「救護者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。))をいいます。</p> <p>(※5)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病 入院保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合に、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p style="text-align: center;">疾病入院保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 入院した日数</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ⑤傷害 ⑥妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p> <p>(※)「療養の給付」等 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p>
	<p>以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(1)保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為</p> <p style="text-align: center;"><入院中に受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 10(倍) <外来で受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(2)骨髄幹細胞採取手術^{(※1)(※2)}を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1)組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいし、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。</p> <p>(※2)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。</p> <p>(※3)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	
疾病 手術保険金	<p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	
疾病 入院保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>また、疾病入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">疾病退院後通院保険金の額 = 疾病退院後通院保険金日額 × 通院した日数</p>	
疾病退院後 通院保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>また、疾病入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">疾病退院後通院保険金の額 = 疾病退院後通院保険金日額 × 通院した日数</p>	

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合					
弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象) 弁護士費用(注1) 法律相談・書類作成費用保険金 + 弁護士費用保険金	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1・2のいずれかに該当するトラブル ^(※1) について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為 ^(※) 、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、または危険ドラッグ等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ぬずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由 ⑫被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 ⑬環境汚染 ⑭環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑮騒音、振動、悪臭、日照不足等 ⑯電磁波障害 など (※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。					
	1 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗取 ^(※2) にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。						
	2 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりです。						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金の種類</th> <th>お支払いする保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 弁護士費用保険金 </td> <td> 弁護士等への委任^(※3)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%) </td> </tr> <tr> <td> 法律相談・書類作成費用保険金 </td> <td> 弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用^(※3)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、法律相談・書類作成費用保険金の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円 </td> </tr> </tbody> </table>	保険金の種類	お支払いする保険金の額	弁護士費用保険金	弁護士等への委任 ^(※3) によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)	法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※3) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、法律相談・書類作成費用保険金の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円	⑪保険契約または共済契約に関する事由 ⑫被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 ⑬環境汚染 ⑭環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑮騒音、振動、悪臭、日照不足等 ⑯電磁波障害 など (※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。
保険金の種類	お支払いする保険金の額						
弁護士費用保険金	弁護士等への委任 ^(※3) によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)						
法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※3) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、法律相談・書類作成費用保険金の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円						
(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりです。 (※2)詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎりです。 (※3)同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。	【トラブル固有の事由】 左記1に該当する場合 ⑰自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑱医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑲あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑳薬剤師等による医薬品等の調剤、調製、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ㉑身体美容または整形 など						

(注1)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

(注2)複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

【追加育英費用補償(交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険)】<全プラン自動セット>

被保険者(扶養者)が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
 - ②交通乗用具に搭乗中^(※)の事故
 - ③駅の改札口に入ってから改札口を出るまでの間における事故
 - ④交通乗用具の火災
- など

(※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	<p>死亡保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p>死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p>
	<p>後遺障害保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p>後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</p>	<p>⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)</p> <p>の間の事故</p> <p>⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)</p> <p>とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故</p> <p>⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故</p> <p>⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故</p> <p>⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故</p> <p>など</p>

※上記の拡大コピーが必要な場合は、未来サポートサービスデスクまでご確認ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語の説明

用語	用語の定義	用語	用語の定義						
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の疾病(前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。))により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の疾病を被った場合は、当初の入院とその後の他の疾病による入院を合わせて1回の入院とみなします。	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。						
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。						
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。						
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。						
通院責任期間	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。	契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。						
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	原因事故	<p>トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th> <th>原因事故の発生の時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害事故に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td> </tr> <tr> <td>2. 人格権侵害に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td> </tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
トラブルの種類	原因事故の発生の時								
1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時								
2. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時								
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 ^(※) 。歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。	財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。						
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。	財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。						
		被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。						
		弁護士等	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。						
		保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。						
		交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。)、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにかぎり)、自転車、身体障がい者用の車(身体障がい者用車いすを含みます。)、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。						

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、WEBお申込画面等のご入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●WEBお申込画面等にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

*ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、WEBお申込画面等のご入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務(学生ご本人)

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

【疾病補償をセットされる場合】

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて2年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

【弁護士費用総合補償特約をセットされる場合】

●弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

●WEBお申込画面等にご入力の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

■扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●WEBお申込画面等にご入力の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で支払事由を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガや病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。

*保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月1日~14日までの受付分は同月の15日より、15日~末日までの受付分は翌月1日より保険開始となります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類		必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類、疾病状況報告書	など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類	など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書	など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

●疾病保険特約にご加入の場合、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^(※)までが補償されます。

(※)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンへ提供します。

また、被保険者が学校・学校法人または企業等の組織に所属する場合は、当該組織に提供する場合があります。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、学校・学校法人または企業等の被保険者が所属する組織、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(「要配慮個人情報を含みます。’)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。’)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

○学校または学校法人は、提供を受けた情報を、加入者状況やニーズの把握、学校活動中の事故における迅速な対応等を行うために取得・利用します。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険期間
- 保険金額
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者(学生ご本人)の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●引受保険会社

<募集文書作成担当店>

損害保険ジャパン株式会社 神戸支店 法人第一支社

〒650-8501 兵庫県神戸市中央区栄町通3-3-17 TEL:078-333-2595 (受付時間:平日の9:00から17:00まで)

※ご不明な点や詳細については、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問合せください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808<通話料有料> (受付時間:平日の9:15から17:00まで(土・日・祝日・年末年始は休業))

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は未来サポートのマイページでご確認いただけます。

お申込み方法

専用申込画面からお申込みください。



QRコードは
(株)デンソーウェブの
登録商標です。

〈取扱いカード〉



下記 URL または左の QR コードから、アクセスしてください。

<https://www.zengaku.or.jp/insurance/mukojofuzokuchu2026>



申込専用画面から、
ステップにそって進み、
お申込みください。



お申込み完了のメールが
届きますのでお申込み内容
をご確認ください。^{※1}



ご加入手続き完了後、
マイページ^{※2} から
確認いただけます。

クレジットカード以外でのお支払いを希望する方は、Webサイトをご覧ください。

※1 迷惑メールの対策などでドメイン指定を行っている場合、メールが受信できない場合がございます。
当会ドメイン「@zengaku.or.jp」を指定受信設定してください。

※2 申込み手続きの際に、マイページ登録(会員登録)をしていただきます。

すべては子どもたちの未来のために

当財団は、これからの学生生活を有意義に過ごしていただくため、学生あんしんパスポート(団体傷害総合保険)の提供・各種ボランティア活動・日本財団、子どもの未来応援基金などへ毎年継続的な寄付活動による社会貢献活動の実施を通じて、すべての子どもたちの健全育成と生涯教育を支援する目的で設立された組織です。おかげさまで、31年間に渡る継続的な活動により会員数も延べ40万人を超え、今後も子どもへの支援活動を充実させながら、健全な運営を目指してまいります。

2023年12月に一般財団法人全国学生保障援助会は理事会および評議員会での可決・承認を経て一般財団法人未来サポートと名称変更を行い、新たに、明治大学名誉教授の森宮康氏が新理事長に新就任し、名誉会長に猪谷千春氏を迎えた運営体制となりました。法人名称変更に伴いParalym Art(一般社団法人障がい者自立推進機構)よりご協力いただき、障がい者アーティスト作品を財団新ロゴマークに採用させていただき使用させていただいております。ぜひこの機会に当財団の活動主旨にご賛同いただき、ご入会賜りますようお願い申し上げます。入会された会員の皆様は、当財団の寄付活動を通じて社会貢献活動に参画することが可能となり、当財団会員専用の学生あんしんパスポート(団体割引30%が適用される保険制度です)へご加入いただけます。

法人概要 Outline

名称 一般財団法人 未来サポート
所在地 東京都港区虎ノ門2-9-1 虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラス11F
電話番号 0570-07-1730(サポートデスク)
Website zengaku.or.jp
代表理事 森宮 康
設立 平成28年10月28日
目的 幼児から学生までの健全育成に対して、教育に関する事業を行い、安心と安全をテーマに福利厚生、ボランティア活動、教育現場への貢献に寄与すると共に社会に貢献し活動することを目的とする。

上記の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 社会教育の推進を図る活動
2. 子どもの健全育成を図る活動
3. 文化・芸術又は、スポーツの振興を図る活動
4. 会員の福利厚生に関する事業
5. 子どもを支援する団体及び活動への寄付行為
6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業



名誉会長
猪谷 千春

1931年北海道生まれ。2歳より日本のスキー界における草分けである父母より英才教育を受けた。
1956年にコルティナダグナベッツォ冬季五輪に出場。スキー男子回転で銀メダルを獲得し、日本史上初の冬季五輪メダリストとなった。
1980年に国際オリンピック委員会(IOC)委員に就任。1998年の長野オリンピックの招致に成功し、2005年から2009年までIOC副会長を務める。
現在、国際オリンピック委員会(IOC)・日本オリンピック委員会(JOC)名誉委員、日本オリンピックアソシエーション副会長、東京都名誉都民。



理事長
森宮 康

1941年 東京都生まれ
1970年 明治大学商学部 保険学 教授
1998年 日本保険学会理事長に就任(1998-2002)。
1998年 Asia-Pacific Risk and Insurance Association (APRIA)会長就任
2007年 システム監査学会会長に就任
2015年 世界の保険会社や監督官庁の関係者が集まる国際保険学会(International Insurance Society:IIS)にてジョン・S・ビックリー創設者ゴールドメダル賞(John S. Bickley Founder's Award Founder's Award)受賞 日本の大学関係者としては初受賞

寄付活動 Donation Activities

当財団は、民間でのボランティア活動開始から30年、総会員数36万人と長年に渡り幼児から学生までの健全育成に対して「安心と安全とに関する保障制度の提供」「寄付行為」「花いっぱい運動」「各種セミナー」などを通じて活動してまいりました。

2020年に新たスローガン「WAIWAI NETWORK PROJECT(わいわいねっとわーく活動)」を展開し、今後とも愛情をもって保護者、学校関係者、子どもたちを支援するための支援活動を展開してまいります。

私達は、これからの未来を担う子どもたちが、学校や家庭で「わいわい楽しい声」を上げながら、笑顔で毎日暮らせる健やかに成長することを支援します。

私達は、子どもの未来と寄り添う保護者、学校関係者、各種団体を支援します。